

2 循環型社会の確立

ごみの減量

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29		H32(目標)
市民一人一日あたりのごみ排出量(g/人・日)						
982	884.4	892.2	858.4	849.4	→	845
達成度(%)	95.5	94.7	98.4	99.5		100
マイバッグの使用率(%)						
10.6	30.0	29.5	28.5	29.3	→	50
達成度(%)	60.0	59.0	57.0	58.6		100
フリーマーケットの来場者数(人/年度)						
370	570	545	516	554	→	1,500
達成度(%)	38.0	36.3	34.4	36.9		100

● ごみの発生抑制（リデュース）の推進

【可燃ごみ「有料化」の実施】

ごみの減量や分別等の資源化を進めるため、平成17年10月から可燃ごみの「有料化」を実施しています。ごみ処理費用の一部が上乗せされたごみ袋（指定袋）を使ってごみを排出することで、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保する「受益者負担」の考え方を採用しています。

平成29年度の可燃ごみの排出量は、22,308.4ト（9割参照）となっており、有料化実施前の平成16年度の33,224.3トと比べて32.9%のごみ減量が図られています。

● 再使用（リユース）の推進

【再生品の展示・提供（随時）／リサイクルプラザ】

粗大ごみの中でまだ使える家具等を再生し、2カ月ごとに展示して希望者に抽選で有償提供しています。毎回、約150点を展示、提供しています。

- ・ 展示期間 偶数月（2・4・6・8・10・12月）の1カ月間
- ・ 申込期間 偶数月の平日（8時30分～16時30分）
偶数月の第三日曜日（13時～16時30分）

【子ども服の展示・提供（随時）／リサイクルプラザ】

子ども服の展示・提供ブースを設置しています。

子どもの成長等で不要となった子ども服を市民の皆さんから提供いただき、必要としている人に無償でお譲りしています。常時、100点程度を展示しています。

【「ゆずります、もらいます」コーナーの開設／リサイクルプラザ】

家庭で不要になった家具や電化製品などを掲示板に張り出し、欲しい人に提供する「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。

品物等を記入した掲示用カード（リサイクルプラザに備え付け）を3カ月間掲示し、掲示板を見た譲りたい人ともらいたい人が直接やり取りしています。

【フリーマーケットの開催／リサイクルプラザ】

家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品などをごみとして捨てるのではなく、再使用する機会としてフリーマーケットを開催しています。

例年、年2回開催し、毎回約26店の出店があります。平成29年度は6月、11月に開催し、2回の合計で554人の来場者がありました。

【リサイクル教室の開催／リサイクルプラザ】

粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています。

平成29年度は6・8・12月の3回企画し（8月は親子教室として実施）、参加者は合計で14人でした。

指定ごみ袋料金の使い道

指定ごみ袋の売り上げは、平成29年度で168,001,230円でした。この収入は、ごみの処分や減量化のための様々な事業に使っています。

■ 指定ごみ袋の売り上げ（可燃ごみ処分手数料）

年度	18	19	20	21	22	23
手数料(円)	180,515,335	181,324,420	178,829,755	175,623,310	172,471,650	169,095,330
年度	24	25	26	27	28	29
手数料(円)	171,492,275	179,483,145	161,246,445	170,371,030	169,279,730	168,001,230

指定ごみ袋の作成などの経費…74,656,257円

- ごみ袋の作成費用
- 運搬や保管費用
- 販売店への手数料 ほか



市指定ごみ袋



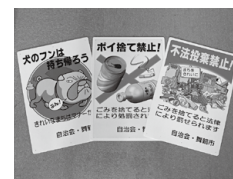
ごみ分別ルールブック

ごみ減量のための啓発経費など…16,896,549円

- 不法投棄監視パトロール
- ごみ分別ルールブックの作成費用
- ボランティア用袋の作成や回収
- 啓発看板の作成 ほか



清掃事務所

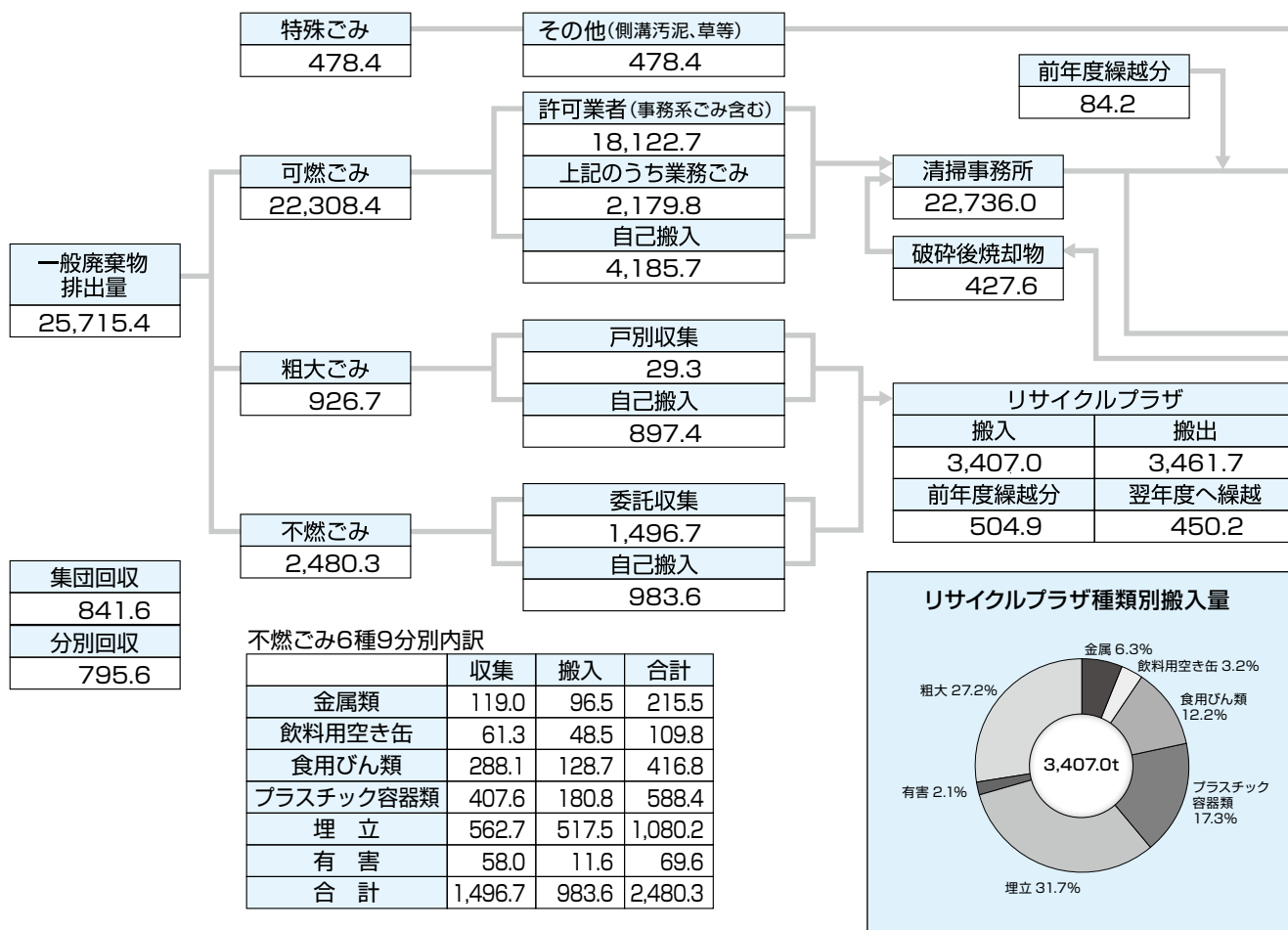


啓発看板

ごみ焼却施設の管理経費…76,448,424円

2 循環型社会の確立

平成29年度一般廃棄物（ごみ）の搬出入区分図



ごみ排出量の推移

区分	単位	H20	H21	H22	H23※6	H24	H25	H26	H27※6	H28	H29	
可燃ごみ (事業系含む)	収集	20,587.2	20,223.8	19,382.8	19,509.2	19,137.8	18,850.6	18,852.0	18,335.2	18,128.9	18,122.7	
	自己搬入	5,349.0	5,495.8	5,324.1	5,254.5	5,172.3	5,399.2	5,201.8	5,459.9	4,824.9	4,185.7	
	計	25,936.2	25,719.6	24,706.9	24,763.7	24,310.1	24,249.8	24,053.8	23,795.1	22,953.8	22,308.4	
不燃ごみ	収集	2,190.1	2,074.8	2,093.4	1,936.6	1,909.3	1,800.7	1,630.5	1,582.7	1,522.6	1,496.7	
	自己搬入	922.5	939.9	966.0	944.4	1,128.9	1,166.8	1,133.5	1,256.2	1,027.1	983.6	
	計	3,112.6	3,014.7	3,059.4	2,881.0	3,038.2	2,967.5	2,764.0	2,838.9	2,549.7	2,480.3	
粗大ごみ	収集	21.7	19.1	18.3	16.9	17.7	23.9	23.8	23	28.1	29.3	
	自己搬入	649.8	645.9	702.9	768.5	992.3	976.0	980.2	1,139.9	824.0	897.4	
	計	671.5	665.0	721.2	785.4	1,010.0	999.9	1,004.0	1,162.9	852.1	926.7	
ごみ排出量 合計	収集	22,799.0	22,317.7	21,494.5	21,462.7	21,064.8	20,675.2	20,506.3	19,940.9	19,679.6	19,648.7	
	自己搬入	6,921.3	7,081.6	6,993.0	6,967.4	7,293.5	7,542.0	7,315.5	7,856.0	6,676.0	6,066.7	
	計	29,720.3	29,399.3	28,487.5	28,430.1	28,358.3	28,217.2	27,821.8	27,796.9	26,355.6	25,715.4	
ごみ総排出量		33,069.1	32,414.5	31,229.5	31,002.4	30,797.1	30,528.8	29,901.4	29,677.7	28,088.2	27,352.6	
人口※1	人	91,498	90,695	89,899	88,869	87,909	86,967	86,188	85,121	84,115	82,949	
世帯数※1	世帯	40,479	40,531	40,500	40,262	40,148	40,270	40,457	40,223	40,123	39,876	
1人1日当たりの 排出量	ごみ排出量	g	889.9	888.1	868.2	874.1	883.8	888.9	884.4	892.2	858.4	849.4
	ごみ総排出量	(グラム)	990.2	979.2	951.7	953.2	959.8	961.8	950.5	952.6	914.9	903.4
1日当たり総排出量		90.6	88.8	85.6	84.7	84.4	83.6	81.9	81.1	77.0	74.9	
中間処理に係る資源化量※2	t	2,847.3	2,711.6	2,645.9	2,436.4	2,511.0	2,438.6	2,403.6	2,344.3	2,214.9	2,227.9	
集団回収量※3	t	1,551.2	1,416.6	1,253.1	1,167.5	1,152.7	1,128.0	1,037.2	956.0	880.9	841.6	
分別回収量※4	t	1,797.6	1,598.6	1,489.0	1,404.8	1,286.1	1,183.7	1,042.4	924.8	851.7	795.6	
リサイクル率※5	%	18.7	17.7	17.3	16.2	16.1	15.6	15.0	14.2	14.1	14.1	

※1 人口・世帯数は各年度末人口・世帯数(外国人含む) ※2 資源化量には集団回収分は含まない
 ※3 集団回収は古紙類、繊維類、アルミ類 ※4 分別回収は古紙で、平成17年9月から実施
 ※5 リサイクル率=(中間処理に係る資源化量+集団回収量+分別回収量)/(ごみ排出量+集団回収量+分別回収量) ※6 閏年は、1年を366日として計算

単位=t(トン)

焼却処理	22,208.1
翌年度へ繰越	49.4
焼却灰	2,535.6

最終処分場 合計 4,382.9

特殊ごみ	478.4
焼却灰	2,535.6
埋立	1,368.9

資源化 合計 2,227.9

区分	数量
再生利用	
新聞	168.3
その他紙	235.7
ダンボール	158.7
(小計)	562.7

主な再生品

… コピー用品、トイレトーパー、ダンボール

金属	459.7
空き缶	96.6
びん類	431.5
ペットボトル	137.8
その他プラ容器	225.0
発泡スチロール	4.5
有害	32.0
再生品	12.0
小型家電	236.4
プラスチック・CDケース	29.7
(小計)	1,665.2

… 鉄製品

… 鉄製品、アルミ缶

… びん、タイル、ブロック

… 服、かばん、カーペット

… プラスチック製品、燃料、油、ガス

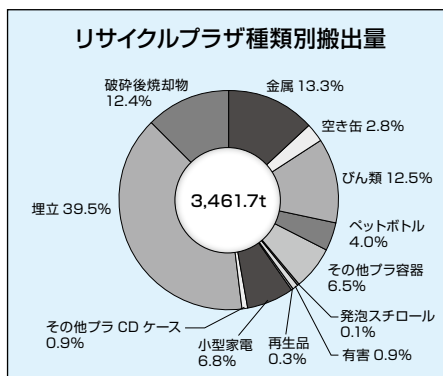
… 発泡スチロール、おもちゃ、文具

… 蛍光灯、セメント材料、燃料

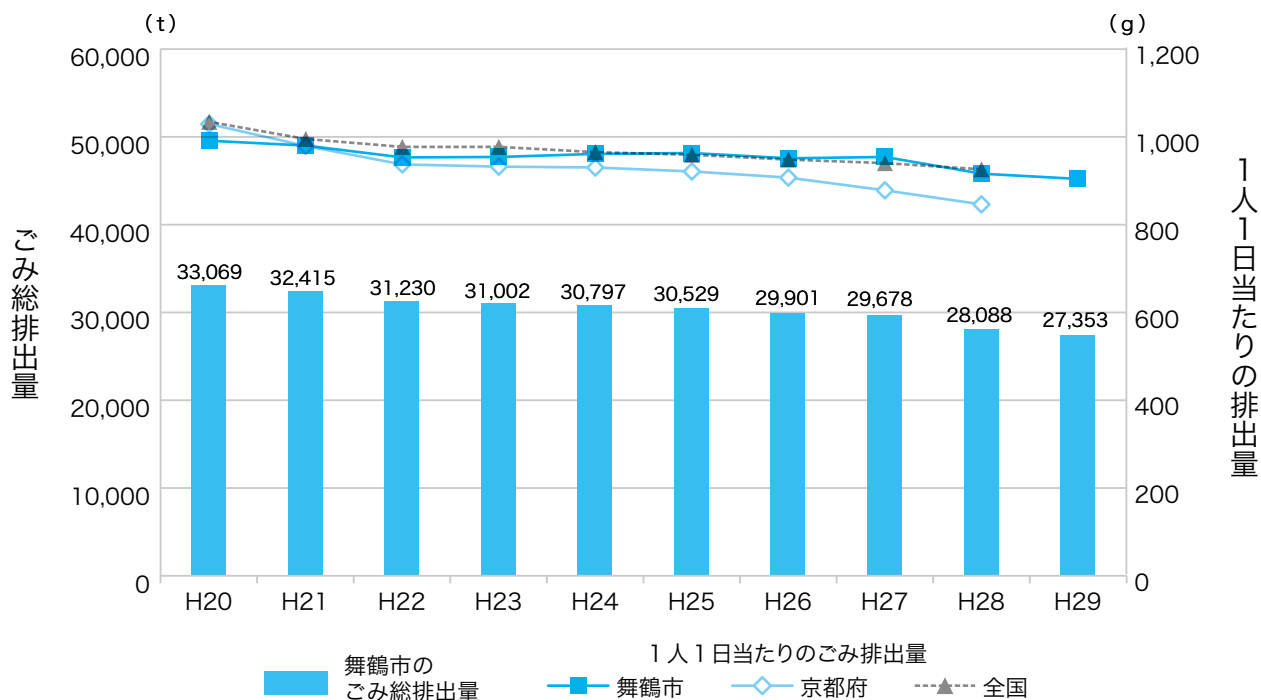
… 家具、自転車

… プラスチック製品、燃料、油、ガス

リサイクルプラザ種類別搬出量



1人1日当たりの排出量の推移



2 循環型社会の確立

リサイクルの推進

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29		H32(目標)
リサイクル率(%)						
14.3	15.0	14.2	14.1	14.1	➡	25
達成度(%)	60.0	56.8	56.4	56.4		100
紙類資源化量(t-年度)						
2,958	2,672	2,470	2,277	2,163	➡	5,000
達成度(%)	53.4	49.4	45.5	43.3		100
マイ・リサイクル店の認定店舗数(店)						
22	24	24	22	21	➡	35
達成度(%)	68.6	68.6	62.9	60.0		100

● ごみ分別の徹底

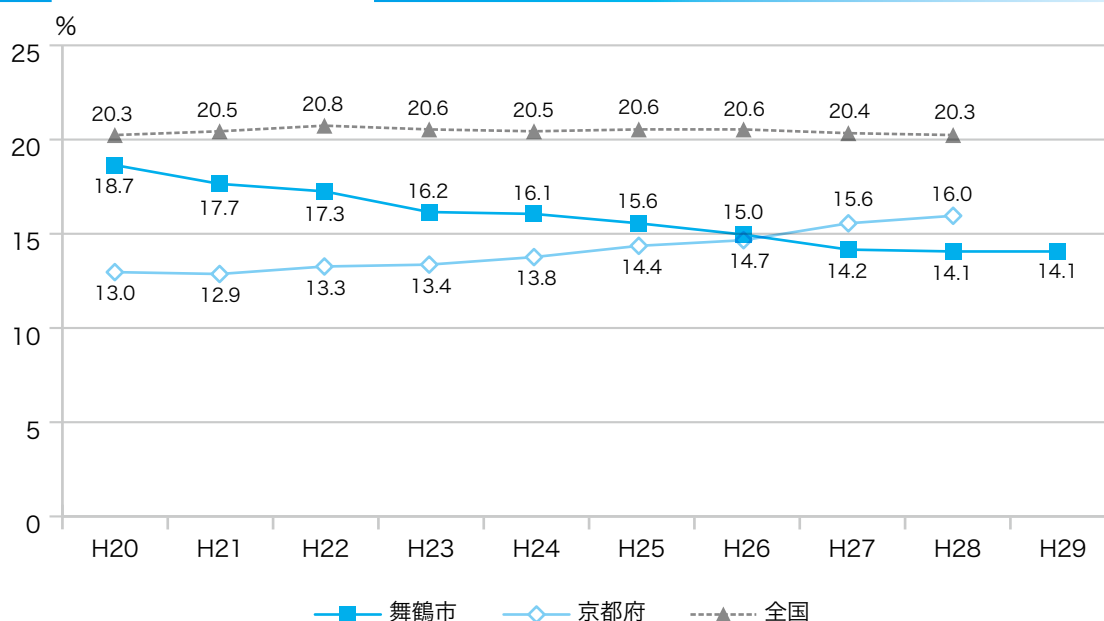
【不燃ごみ「6種9分別」の実施】

平成10年5月、3分別で収集していた不燃ごみを、リサイクルプラザの稼働に合わせて、6種9分別に細分化して収集を開始しました。以降、各自治会から集積所に分別指導員を配置いただき、市民一体となって、分別の徹底に取り組んでいます。

平成29年度のごみ排出量全体のリサイクル率は14.1%でした。

なお、さらなるごみ減量とリサイクル推進のため、平成31年4月から不燃ごみの分別区分を7種9分別に変更します。

リサイクル率の推移



【「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」の発行】

平成10年度の不燃ごみ6種9分別収集の開始に合わせ、毎年一回、不燃ごみの収集日程や分別方法を周知する冊子を発行しています。

この冊子「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」では、可燃ごみと不燃ごみの分別や排出方法、ごみ処理に関連する制度等を紹介しています。

小型家電回収ボックス



【小型家電リサイクル回収ボックスの設置】

平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」に対応するため、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証実験（市町村提案型）」により、26年10月から公共施設6カ所に回収用ボックスを設置し、集まった家電製品等を認定リサイクル事業者に引き渡す事業を実施しています。

平成29年度の回収量は、約796kgとなっています。

● 紙ごみリサイクルの推進

【古紙分別収集の実施】

平成17年9月、これまで可燃ごみとして排出されていた古紙の分別収集を開始しました。

月一回の不燃ごみの収集に合わせて、古紙を3分別（段ボール、新聞、その他の紙）で回収しています。また、古紙排出の利便性向上のため、27年1月から市役所本庁舎と西支所に、28年3月から加佐分室に古紙回収ボックスを設置しました。

平成29年度は、分別収集、清掃事務所への直接搬入、古紙ボックスによる回収と合わせて1,358tでした。



古紙回収ボックス

【古紙等資源回収活動報奨金】

ごみの再利用を促進して減量化するため、資源として再利用できる古紙などの集団回収を自主的に行う自治会や老人会などの団体に対して、1kgあたり3円（廃食用油は1kgあたり5円）の報奨金を交付しています。

平成29年度では、65団体で842t（廃食用油は2,290kg）が回収されました。

● 生ごみ堆肥化の促進

【電気式生ごみ処理機購入費補助金・生ごみ堆肥化容器購入費補助金】

家庭から排出される生ごみの減量・資源化のため、電気式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器（コンポスト・EM容器）の購入者に、補助金を交付しています。

平成29年度は、処理機11台、容器24基の購入に補助金を交付しました。

2 循環型社会の確立

● 廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用

【古紙等資源回収活動報奨金（再掲）】

廃食用油の集団回収活動を自主的に行う団体に対して報奨金を交付しています。
平成29年度では、2,290リットルの廃食用油が回収されました。

● マイ・リサイクル店の拡充

【マイ・リサイクル店認定制度】

ごみの発生抑制や再生利用の促進に積極的な小売店を「マイ・リサイクル店」として認定し広報することで、ごみを減量化しようとする制度です。

平成30年4月時点で、21店を認定しており「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」等により店舗の取り組みを紹介しています。

ごみの適正処理

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29	H32(目標)
環境美化里親制度(アダプト・プログラムまいづる)の参加者数(人)					
674	708	677	664	876	1,000
達成度(%)	70.8	67.7	66.4	87.6	100
パトロールによるごみの不法投棄の発見数(件/年度)					
187	191	195	127	112	130
達成度(%)	68.1	66.7	102.4	116.1	100

● 環境美化活動の拡充



アダプト・プログラムのサインボード
(共済病院横自転車・歩行者専用道路)

【環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）】

環境美化に対する市民意識を高め、市民との協働で環境美化活動を行うため、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度」を平成13年度に創設。里親である市民が散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供を行い、市はボランティア清掃専用のごみ袋の提供、ごみの回収などで、その活動を支援しています。

平成29年度で、27団体4家族2個人、876人が市内の15カ所で活動しています。

【ボランティア清掃の支援】

自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に、ボランティア清掃専用のごみ袋の支給や収集されたごみの回収などの支援を行っています。

【まいづるクリーンキャンペーンの活動支援】

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、平成8年度から7月に全市一斉清掃日を設け、清掃活動を実施しています。平成9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として実施し、市はごみ袋の支給や清掃後のごみ回収などの支援を行っています。

平成29年度は132組6,851人の参加申し込みがあり、一斉清掃日当日には約21トンの散乱ごみが回収されました。

● 海の美化保全

【環境美化区域の指定】

市民、事業者が一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化を促進し良好な都市機能を保全するため、昭和59年に「環境美化条例」を制定しました。

この条例に基づき、毎年、海岸線9地区と海水浴場5地区の計14地区を環境美化区域に指定し、啓発看板の設置やごみの回収、広報パトロールを地域と一体となって実施しています。

【舞鶴の川と海を美しくする会の活動支援】

市内28地区の会と52の事業所（平成30年4月時点）などで構成される「舞鶴の川と海を美しくする会」が、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃を実施しています。

平成29年度は、のべ約13,900人の参加がありました。市は、清掃時の資材提供、清掃後のごみ回収等の支援を行っています。

● 不法投棄の撲滅

【不法投棄監視パトロールの実施】

不法投棄を監視するため、市内を6コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。

平成29年度は昼間466回、夜間154回、計620回のパトロールを行い、112件の不法投棄を確認しました。

【監視カメラの設置】

不法投棄されやすい市内の数カ所に監視カメラを設置して、不法投棄を未然に防止するとともに、ごみの投棄の様子が撮影された場合は直ちに警察に告発することとしています。